# 手形法第八十七条及び小切手法第七十五条の規定による休日を定める政令 （昭和五十八年政令第百四十七号）

手形法第八十七条及び小切手法第七十五条に規定する政令で定める日は、土曜日及び十二月三十一日とする。

# 附　則

この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年三月三一日政令第九〇号）

この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年一〇月二一日政令第三〇八号）

この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

# 附則（平成五年九月一〇日政令第二八七号）

この政令は、公布の日から施行する。